

指定給水装置工事事業者処分等手続要領

(目的)

第1条 この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の規定に基づき神奈川県公営企業管理者（以下「管理者」という。）が指定した指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に対し、管理者が法第25条の11第1項（以下「取消し基準」という。）の規定に基づき行う指定の取消し処分及びこれに関連して行う是正勧告等の行政指導に関する手続きについて、必要な事項を定める。

(違反行為の確認、報告等)

第2条 水道営業所長（以下「所長」という。）は、指定事業者が取消し基準のいずれかに該当する違反行為を行った疑いがあると認めるときは、当該指定事業者からの事情聴取など、速やかに事実関係の調査を行うこととする。

2 前項の調査の結果、取消し基準に該当すると認められるときは、所長は当該指定事業者に対し、当該指定事業者から顛末書の提出を求め、直ちに違反行為の是正を指示する。

3 所長は、当該違反行為により水道施設の機能に障害を与え、又は与える恐れが大であると認められる場合、及び過去に文書による指導をしているにもかかわらず違反行為が繰り返された場合は、指定給水装置工事事業者違反行為報告書（第1号様式、以下「違反行為報告書」という。）により水道部長に報告するものとする。

(事実の確認及び調査)

第3条 所長は、前条第3項による報告をした後、特に必要と認める場合は、当該指定事業者に対し、同意のうえ調査を行うものとする。

2 前項の規定により調査を行ったときは、指定給水装置工事事業者調査報告書（第2号様式）により水道部長に報告するものとする。

(指定の停止)

第4条 水道部長は、違反行為報告書により報告された当該行為が取消し基準に該当すると認められる場合において、当該行為が故意でないことが明白なとき、改善の意思があると認められるときなど、当該指定事業者に斟酌すべき特段の事情があると認めるときは、指定の取消しに代えて、違反行為の是正を勧告するとともに、勧告を行っ

た日の翌日から六月を超えない期間を定め、指定の効力を停止することができる。

- 2 前項の停止を受けた指定工事業者は、当該処分期間中、指定給水区域内において新規に給水装置工事を施行することができない。
- 3 水道部長は、第1項の勧告を行ったときは、指定の停止期間終了までに、当該指定事業者に対し、違反行為是正状況の報告書の提出を求めることとする。

(注意又は警告)

第5条 水道部長は、違反行為の内容を検討し、指定の取消しの処分又は指定の停止の通知(以下「処分等」という。)を行うことまでは要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意又は警告を行うことができる。ただし、違反行為が軽易であって、既に是正されている場合にあつては、口頭による注意をすることができる。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

- 第6条 水道部長は、違反行為の内容が指定の取消処分に相当すると認めるときは、審査会議の開催前に、当該処分の名あて人になるべき者について、弁明の機会を付与し又は意見陳述のため聴聞の手続を行うものとする。
- 2 弁明の機会の付与にあつては、弁明書の提出を求めるものとする。
 - 3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書により通知する。
 - 4 聴聞は、水道部に所属する課長であつて、当該聴聞を主宰するにつき、必要な法的知識及び経験を有し、公正な判断をすることができる者と認められる者が主宰する。
 - 5 聴聞を終結したときは、主宰者は、速やかに聴聞調書、聴聞報告書及び処分案を作成し、管理者に報告する。
 - 6 その他意見陳述のための手続に関しては、神奈川県企業庁聴聞及び弁明の機会に関する規程(平成30年3月27日企業管理規程第6号)に定めるところによる。
 - 7 聴聞に関する事務は、水道施設課が行う。

(処分等の基準)

第7条 処分等の基準は、別紙「違反行為等に対する措置基準」により判定する。

(処分等の履歴)

第8条 指定の効力の停止の期間満了の日の翌日から起算して2年間は、当該違反行為

等に対する処分等の適用に関し、履歴として取り扱う。

(審査会議の開催)

第9条 指定の取消し及び指定の停止を行うにあたっては、水道施設課長を議長とする審査会議を開催し、処分等の内容について審査する。

2 前項のほか、指定の停止及び是正勧告を行い、違反行為是正状況の報告書が提出された場合にも開催し、是正状況の内容について審査する。

(処分等の決定)

第10条 処分等の決定は、審査会議の審査結果をもとに、指定の取消し処分にあつては管理者が、注意、警告及び指定の停止にあつては水道部長が、それぞれ決定する。

(処分等の通知)

第11条 管理者は、前条の規定により決定した取消し処分について、速やかに給水装置工事事業者指定取消処分決定通知書（第3号様式）により、当該指定事業者へ通知するとともに、その写しを添えて所長へ通知するものとする。

2 水道部長は、決定した指定の停止及び是正勧告について、速やかに違反行為是正勧告書（第4号様式）により、当該指定事業者へ勧告するとともに、その写しを添えて所長へ通知するものとする。第4条第3項に規定する報告書の提出を受けたときも同様とする。

3 第1項及び第2項に規定する通知等を行ったときは、速やかに公示する。

(指定票の返納)

第12条 指定の取消しを受けた指定事業者は、神奈川県県営上水道条例第11条第1項の規定により交付された指定票を、速やかに管理者に返納しなければならない。

(主任技術者に対する措置)

第13条 管理者は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）が、水道法第25条の5第3項に規定する主任技術者免状の返納命令に該当する重大な違反行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

2 管理者が必要と認めるときは、当該違反行為を行った主任技術者に対し、指導を行うこととする。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。